別表１　重点支援事業

事業内容	補助事業者	対象地域	補助対象経費	補助率、補助限度額等
商店街の魅力や集客力を向上していくために活性化プランを作成し、別表２～４の取組みを複合的に実施する事業	事業協同組合、商店街振興組合、特定会社、公益法人、商工会、商工会議所、ＴＭＯ、ＮＰＯ法人、任意団体	商店街及びその周辺地域（認定中心市街地を除く）	補助事業者が作成した活性化プランの遂行に要する経費	補助率は補助対象経費の３分の１以内とし、補助限度額は１活性化プラン当たり最長３年間までで３年間の補助金総額10,000千円を限度とする。

別表２　魅力づくり支援事業

事業内容	補助事業者	対象地域	補助対象経費	補助率、補助限度額等
商店街の集客力、利便性を向上し新たな魅力を創出する事業 （交流スペースの整備、デジタル化など）	事業協同組合、商店街振興組合、特定会社、公益法人、商工会議所、商工会、ＴＭＯ、ＮＰＯ法人、任意団体	商店街及びその周辺地域（認定中心市街地を除く）	機器・設備等の設置やこれに伴う関連機器や配線工事費、その他当該事業遂行に要する経費（土地は除く） ※単純更新にかかるものを除く	補助率は補助対象経費の４分の１以内とし、補助限度額は3,000千円とする。

別表３　人づくり支援事業

事業内容	補助事業者	対象地域	補助対象経費	補助率、補助限度額等
商店街を支える人材の育成・確保に資する事業 （研修会の開催、後継者確保の取組みなど）	事業協同組合、商店街振興組合、特定会社、公益法人、商工会、商工会議所、ＴＭＯ、ＮＰＯ法人、任意団体	商店街及びその周辺地域（認定中心市街地を除く）	研修会の開催等、当該事業遂行に要する経費	補助率は補助対象経費の４分の１以内とし、補助限度額は1,000千円とする。

別表４　賑わいづくり支援事業

事業内容	補助事業者	対象地域	補助対象経費	補助率、補助限度額等
商店街の賑わい創出に向けた事業 （イベントの開催、ＨＰの制作など）	事業協同組合、商店街振興組合、特定会社、公益法人、商工会、商工会議所、ＴＭＯ、ＮＰＯ法人、任意団体、個人	商店街及びその周辺地域（認定中心市街地を除く）	イベントの開催等、当該事業遂行に要する経費 ※単純更新にかかるものを除く	補助率は補助対象経費の４分の１以内とし、補助限度額は500千円とする。

別表５　商店街振興組合連合会事業

事業内容	補助事業者	対象地域	補助対象経費	補助率、補助限度額等
富山県商店街振興組合連合会自らが実施する商店街等の団体に対する支援事業	富山県商店街振興組合連合会	―	セミナーの開催等、当該事業遂行に要する経費	補助率は補助対象経費の３分の２以内とし、補助限度額は1,000千円とする。

※ 知事が適当と認める任意団体…別表１、別表２、別表３においては、次の条件に該当するもの。
①県内を主な活動範囲としていること。
②5名以上の中小小売商業者が事業に参加していること
③共同事業を行う目的で規約等を制定していること。

別表４においては、次の条件に該当するもの。
①県内を主な活動範囲としていること。
②約款、規約等により代表者の定めがあること。

※ 別表１から別表５までの規定にかかわらず、知事が別に定める経費については、補助対象経費に含まないものとする。